

第2部 公共空間から私的空間へ 中世の金融 もう一つの近代への助走

2021年6月1日：預金の緩やかな進化

名古屋大学 経済学研究科 齊藤 誠

5月25日の講義

- 中世キリスト教国の金融と中世イスラムの金融の対照
 - 中世キリスト教国：利子をめぐる債務者と債権者の闘争
 - 中世イスラム：利潤配分をめぐる債務者と債権者の協調

中世ヨーロッパの預金通貨の発展

預金通貨の中世におけるながあーく、 ゆっくりとした進歩

- 銀行が支払地となる決済通貨。
- 預金通貨とは、人から人への譲渡可能な証書であり、最終的に支払われるまでは、決済手段として資するもの。
- 3つのバリエーション
 - 小切手 (check)
 - 約束手形 (promissory note)
 - 為替手形 (bill of exchange)

預金通貨(その1):小切手とは 支払人＝振出人の取引銀行

- 当座預金を保有する者(振出人)が、支払人(債務者)の銀行に対して、受取人(債権者、あるいは、受取人が指示した者、あるいは、持参人)に支払うことを指示した出金伝票

預金通貨(その2): 約束手形とは: 振出人=支払人

- 振出人(債務者)が、受取人(債権者)またはその指図人もしくは手形所持人に対し、一定の期日に一定の金額を支払うことを約束する手形。

預金通貨(その3): 為替手形とは: 振出人 ≠ 支払人(引受人)

- 手形の振出人(小切手や約束手形と違って債務者ではない)が、第三者の支払人(振出人に対して債務を有する者)に委託し、受取人(振出人に対して債権を有する者)またはその指図人に対して一定の金額を支払ってもらう形式の手形。
- 受取人と支払人に対する振出人の債務債権関係。
- 支払人は遠方にいることから、債務者として契約に立ち会うことが難しい。ただし、支払人は署名捺印をする。

預金通貨(その3'): 外国為替とは、支払い保証 をする銀行

- ① 手形(INVOICE)番号: 手形振り出す輸出者の整理番号
- ② 手形金額
- ③ 手形の振出地と振出日

- ④ 手形期限: **At sightは一覧払い**(手形を呈示されたら直ちに支払わないといけない)の意。XXXIは空欄を消す処置 *1
- ⑤ 波線部分は、「第1券で支払がなされたら、第2券は無効となる」という表示*2

- ⑥ **受取人: 輸出地銀行(買取銀行)のこと**

- ⑦ 手形金額(英字)

- ⑧ **L/C発行依頼人: 輸入者(名宛人が請求すべき先)**
- ⑨ **L/C発行銀行**
- ⑩ **L/C番号**
- ⑪ **L/C発行日**
- ⑫ **名宛人: L/C発行銀行となる(輸入者の支払保証をしているため)**

- ⑬ **振出人: 輸出者**

3つの論文から中世ヨーロッパの金融を垣間見よう！

- Usher, Abbott Payson, 1934, “The origins of banking: The primitive bank of deposit,” *The Economic History Review*, 4 (4), pp. 399-428.
- Muldrew, Craig, 1993, “Interpreting the market: The ethics of credit and community relations in early modern England,” *Social History*, 18, pp. 163-183.
- Homer, Sidney, and Richard Sylla, *A History of Interest Rates*, John Wiley & Sons, Chapter 6 Usury Doctrines and their Effect on European Credit Forms and Interest. (Google Booksで読める)
- 古代の痕跡と近代への本当に緩やかな進歩

I: The origins of banking: The primitive bank of deposit 銀行とは？

- Bankは、当初、両替商 (money-changer) と銀行の両方を意味した。したがって、bankという言葉自体が銀行を意味するわけではなかった。
- 銀行の定義
 - 多数の当座預金口座を受け入れている。
 - 貸し出しを行っている。
 - 預金が通貨として流通している。

II: 銀行はいつ始まったのか？

- ローマ共和国やモハメドの時代には、すでに銀行があった、中世ヨーロッパの銀行との連続性は、文献によっては確認されていない。
- 中世ヨーロッパにおける初期の銀行
 - イングランド、フランス、12世紀末、**テンプル騎士団の金融活動** (pp. 404-405)
 - フロレンス(イタリア)、13世紀初期、帳簿の存在
 - 南ヨーロッパ、13世紀末、**loan offices**

III: 定期市 (fairs) における 銀行取引

- 中世ヨーロッパの定期市
 - 右の図は、13世紀のシャンパーニュの市
- 定期市での銀行の役割
 - 定期市の開催期間内での支払い保証
 - 実際の貸出は起きずに、債務者の商人は、他の売掛債権によって清算する。
 - したがって、定期市は、買掛債務と売掛債権の清算場 (clearing house) の役割をした。
- 今回の定期市と次回の定期市間の貸出
 - 今回の定期市で買掛債務 > 売掛債権、銀行は、次の定期市まで資金を立て替える。
 - ただし、約束手形が出てきたのは、15世紀から16世紀。
 - それまでは、書類や帳簿の記録だけ。

III: 預金銀行のさまざまな形

- Sedentary banks (定住銀行)
- Public banks of deposit
 - Barcelona in 1401, Valencia in 1407, Venice in 1584, 1587, and 1619, Amsterdam, 1609.
 - Giro banksといわれた。Giroは、支払者主導の送金のこと。
 - 地域財政を担った。

IV: 預金契約の現場

1. 3つの要素(古代から引き継がれているもの)
 - 口頭
 - 証人と公証人の前で
 - 公開の帳簿(人々の記憶から記録に代わった)
2. 公開帳簿は、改竄困難であり、契約の証拠になった。
 - 当初は、預金契約や貸出契約ごとに証書(手形)は発行されなかった。

The distinctive features of the primitive bank of deposit were largely derived from the predominant use of the verbal contract.¹ Written contracts were valid, but until the sixteenth century the use of the written contract was restricted and it was regarded as a means of dealing with a number of situations that could not readily be provided for by the usual verbal contracts. In order to facilitate the establishment of the content and authenticity of contracts, the notarial system of Rome was developed and extended. The verbal contracts of mediæval commerce were thus made before a notary and witnesses. The transaction was recorded in the register of the notary and became a matter of public record. The record was accepted as competent evidence of the content of the contract, unless it could be shown that the record was incorrect. The most effective defence against the record was the establishment of an alibi. If the party alleged to have made the contract could prove that he was not in town on the day stated, the record would be overthrown, because the contract required the presence of both parties to make the formal statement of the contract and to accept the contract.² Great pains were taken to make the notarial registers absolutely trustworthy, but, like the records of our modern registries of deeds, they were merely evidences of the actual contract.

IV: 帳簿の公開性

預金契約の形態

- General deposits: Demand obligations on current account
 - Individuals and corporations owing real property, holders of funded debts
 - Public bodies who carried current accounts covering all, or at least a part of their general receipts and expenses
 - The business men and merchants
- Conditioned deposits
 - 払い出しの日付や方法があらかじめ決まっている預金
 - 条件付き預金を担保に当座貸越ができた。

IV: ローンの状態

- 国家や商業へのローンの原資
 - 地主や教会のように収入は確実であるが、支出はそれほど頻繁でない預金者
- 教会法の利子現金を回避したローン
 - 土地売買の形をとった土地抵当貸出(13世紀以降)
 - 満期は必ずしも設定されていなかった。
 - 国家の税収を担保に貸し付けたローン
 - 国家による強制貸付
- 譲渡可能な預金通貨が誕生する前は、割引ではなく、**当座預金の貸越**がしばしば行われた。ただし、当座貸越には、その都度、常に**銀行の同意**が必要であった。
 - 譲渡可能でない為替手形が担保となった。

V: 預金通貨の誕生(その1)

口頭から文書へ

- 預金通貨への2つのステップ

- 口頭契約+証人+公証人による公開帳簿 ⇒ 文書契約+帳簿の非公開

- 契約の譲渡可能性

- 文書の契機

- 遠方の預金者が文書(小切手の原型)を携えた代理人によって手続きをした。

- しかし、その小切手が、直ちに譲渡可能となったわけではなかった。

- 長い経過期間: 13世紀から14世紀に文書化⇒16世紀半ばから譲渡可能に⇒17世紀後半に譲渡可能性が確立

VI: 預金通貨の誕生(その2)

譲渡が限定的な外国為替手形

- 13世紀から14世紀の外国為替手形
- 外国為替手形の4人の当事者
 - 支払人(金融機関の外国の代理店・支店)
 - 受取人(為替手形の外国での提示者)
 - 送金人(為替手形の国内での購入者)
 - 振出人(為替手形を発行する国内の金融機関)
- 当初は、外国為替手形の提示者＝真の受取人の代理人であって、提示者＝真の受取人(債権者)ではなかった。
 - 完全な「指図人払い」や「持参人払い」ではなかった。しばしば、手形とは別に証拠書類が求められた。
 - しかし、徐々に、指図人や持参人に支払われるようになった。

VI: 預金通貨の誕生(その3)

譲渡可能な為替手形、約束手形、預金証書

- 16世紀半ばごろから、譲渡可能性が芽生えてきたが、17世紀後半から18世紀初頭になって譲渡可能性が完全に確立した。
- 歴史的な経緯
 - ナポリやシシリアでは、預金証書が譲渡されるようになったが、通常、一度きりの譲渡であった。
 - フランスやオランダでは、16世紀を通じて、為替手形や約束手形が、繰り返し譲渡されるようになった。
 - 受取人は、白紙になって、持参人払となることも頻繁に起こった。
 - 表書きと裏書き
 - ナポリやシシリアでは、1度きりの譲渡なので、表書き。
 - フランスやオランダでは、譲渡が頻繁だったので裏書きが一般的。

しかし、譲渡可能な預金通貨の発展と、ローン創造が即座に結びつくことはなかった。

- 16世紀から17世紀にかけて銀行破綻が重なったことから、決済のみに従事し、ローン創造をしない銀行の設立が続いた。
 - The Bank of the Rialto (1587), the Giro Bank (1619)
- 譲渡可能な預金通貨が信用(ローン)創造に結びつくのは、17世紀末のイギリスやフランスにおいてであった。
 - 2021年6月15日の講義で詳しく論じる。
 - しかし、18世紀初頭、イギリス経済やフランス経済は、信用への暴走が起きて、バブルの生成と崩壊に翻弄される。

少しより道:University of Nottinghamのウェブ

<https://www.nottingham.ac.uk/manuscriptsandspecialcollections/researchguidance/accounting/cashsubstitutes.aspx>

中世末期・近代初期のイギリス の銀行を介さない庶民の金融

Muldrew on the ethics of credit and community relations in early modern England (16世紀末から17世紀)

• 2つのオブザベーション

- ほとんどの売買が、法的強制がないままに、信頼 (trust) や信用 (credit) に基づいてなされていた (売掛・買掛の汎用)。
 - 相互に信用を供与していたので、多くの場合、買掛債務は、売掛債権によって相殺された。
- 共同体内の信用関係が複雑であったがゆえに、市場における協調が必要であった。

口頭十証人・公証人十 *事実上の公開帳簿* 古代の残存

債務不履行への牽制と制裁

新しい法システムと従来の信頼のせめぎ合い

17世紀から18世紀

- 共同体を離れた取引には、文書化された信用 (sealed credit instruments) が使われるようになった。
- 一方では、債務不履行の訴訟において、裁判所は、口頭による約束 (oral obligations) を尊重し、当事者間の信用を重視していた。
- 共同体内で口頭によってなされた信頼・信用に基づく貸借と、遠隔地間で文書によってなされた貸借が共存した。
 - さらには、貸し手と借り手の間の仲介者の役割が重要になってきた。⇒ 銀行の役割
- 資本や信用が共同体の軛から解放されるには、大変な時間を要した。

今日の講義からのレクシ

貸借(信用)を支える基盤とは？(その1)

- 基本的に、古代(おそらく、先史も)、中世は、信用が**事実上の公開帳簿**に支えられていた。
 - **事実上の公開帳簿**: **口頭**による約束とその受入+証人+共同体の**記憶**(ローマ以降、公証人によって**帳簿**に**記録**され、人々に公開された)
 - しかし、債権者と債務者のありようも、大きく関係していた。
 - 中世ヨーロッパ: 債権者と債務者の対立
 - 中世イスラム: 債権者と債務者の協調(partnership)
- しかし、交易の拡大によって、**口頭⇒文書、債権譲渡の必要**が生じて、**事実上の公開帳簿**が崩れていった。
 - そもそも、債権者と債務者に協調関係が成り立っていた中世イスラムでは、手形、為替、小切手が早い時期から発展した。
 - 債権者と債務者の対立が激しかった中世ヨーロッパでは、古代・中世の公開帳簿による信用構築から、文書による契約と譲渡性確立への移行に恐るべき時間がかかった。
 - 法が公開帳簿に代替するプロセスが起きた。
 - 中国(元や明)は、中央集権的な権力が貸借関係を支えたのかもしれない...

貸借(信用)を支える基盤とは？(その2)

- **契約の文書化・譲渡可能性＝信用の拡大**、とはいかなかった。
 - 中世ヨーロッパの預金銀行は、16世紀までに、小切手、約束手形、為替手形の譲渡性を確立したが、むしろ、17世紀の預金銀行は、決済業務に特化し、信用(貸出)を創造することに消極的となった。
 - 16世紀から17世紀にかけて銀行の破綻が相次いだ(大口債務者の不履行)
 - 銀行を介した貸借によって資本や資金が共同体の軛(共同体内で形成される信用)から解放されるのに、18世紀までかかった。
 - 金融面についていうと、15世紀から17世紀は、まさに、古代・中世から近代への移行期であり、ゆっくりとしたスピードで近代的な金融システムが構築されてきた。

信用通貨と鑄貨をめぐる共同体と市場のせめぎ合い

- 鑄貨
 - 共同体内の取引においては、小口鑄貨(小口銀貨や銅貨)が需要された。
 - 遠方との市場取引においては、大口鑄貨(大口銀貨や金貨)が必須であった。
 - 小口鑄貨と大口鑄貨が共存することは難しかったので、金貨中心の金融システムに移行した。
- 信用通貨
 - 共同体内における買掛と売掛の相殺は、公開の場における口頭の約束でなされた。
 - 遠方との市場取引における取引は、当事者間の中で文書化された契約でなされた。
 - 共同体の慣習(公開の場での口頭)から国家の法(当事者間の契約)に移行した。
- 中世から近代にかけての金融システムの変革(今後の講義)

現代における公開帳簿の新しい展開

- 古代・中世

- 共同体メンバー間の信頼・信用を基軸とした、**事実上の公開帳簿**に基づく信用システム。

- 現代の暗号通貨

- 当事者間の信頼・信用が不在なもとでの、**仮想空間上の公開帳簿**に基づく通貨システム。

2020年6月15日

- 日本の古代と中世の金融を展望
 - 中世日本の金融市場の先進性
 - 中世日本の金融市場のグローバルな側面